

医療機関全体で経営状況変わらず
～診療報酬の抜本的プラス改定を強く求める～

2019年11月27日

全国保険医団体連合会

政策部長(医科) 竹田 智雄

政策部長(歯科) 池 潤

はじめに

○厚生労働省は、11月13日の中医協総会に「第22回医療経済実態調査(2019年実施)」を報告した。2019年3月末までに終了する直近の2事業年(度)の数値が示されている(以下、特に断りがない場合、○%→○%は2017年の事業年(度)→2018年の事業年(度)の数値)。

○有効回答率は、一般診療所は53.1%と前回調査より1.1ポイント低下し、有効回答施設数は1,704と前回調査の1,744を下回り、前々回の52.6%の水準を若干超えた形である。歯科診療所も56.2%と前回調査より1.0ポイント低下し、有効回答施設数も625と前回654を下回り、前々回の585の水準をやや超えた水準に留まる。

○医療経済実態調査は、①定点調査は2年単位でしか比較できない、②集計区分によっては回答施設数が一桁の診療科がある、③事業年度の対象期間が施設によって異なるため診療報酬改定年度通年の影響度を反映できない、④医療機関の実態をより反映した「最頻損益差額階級」の施設数も必ずしも十分な数とはいえない—など多くの課題がある。特に、今回の調査では、回答率が、病院で約3ポイント下がるなど全ての医療機関で低下している。本調査だけを診療報酬改定の基礎資料とすることは不十分である。

○以上を踏まえた上で、第22回調査について、本会の見解を述べる(以下、病院は医療・介護収益に占める介護収益の割合が2%未満のもの(特定機能病院等は含まない)。一般診療所・歯科診療所(※)については調査に回答した青色申告者(省略形式)を含む全ての医療機関)。
(※)個人立では、損益差額に開設者の報酬、建物・設備に改善に要する費用が含まれるため、損益差額、損益比率、損益率が医療法人等に比べ高めに現れる点に留意されたい。

1. 全体の概要 一般病院は依然赤字基調 診療所の損益比率は横ばい・低下

○**一般病院(全体)**では、1施設当たりの損益差額の構成比率¹(以下、損益比率)は▲3.0%→▲2.7%となり、「過去3番目に大きな赤字幅」と報告された▲4.2%(2016年(度))より若干改善されたものの、依然赤字基調にある。同様に、**精神科病院(全体)**は赤字転落した▲1.1%(2016年(度))からやや持ち直したものの、0.4%→0.2%と採算割れ寸前の水準にある。

損益比率について、一般病院のうち、民間等(国公立を除く全体)は0.3%→0.9%、医療法人は2.6%→2.8%に微増し、国立は▲2.1%→▲2.3%、公立は▲13.0%→▲13.2%に微減した。

一般病床の多くを占める急性期一般入院料1～7(旧7対1、10対1に相当)、地域一般入院料1～3(旧13対1、15対1に相当)、療養病棟入院料2(旧25対1)の各入院基本料とも、損益比率は▲2%～▲8%とマイナスである。

不採算部門の医療を多く担う国公立の病院では更に赤字が悪化し、損益率²では、一般病院(全

体)で5割を超え、医療法人で約35%が赤字(損益率0%未満)という深刻な状況にある。

○**一般診療所**では、損益比率は、全体は13.0%→12.9%に微減した。同様に、有床診(全体)は10.2%→8.3%に低下し、無床診(全体)は13.5%→13.5%に横ばいとなっている。前回調査(2015年の事業年度)では、一般診療所は、全体で14.0%、有床診(全体)は8.7%、無床診(全体)は14.9%より、総じて水準が1~4ポイント落ち込んだ状態で推移している。

○**歯科診療所**では、損益比率は、全体は20.2%→20.5%、個人立では28.0%→28.5%、医療法人は8.9%→9.1%に各々微増している。前回調査(2015年の事業年度)では、全体で21.0%、個人立は28.4%、医療法人は4.8%であり、全体の8割近くを占める個人立では横ばいの状況である。損益差額の増減(2018年度額から2017年度額を控除)でも、個人立は年25.0万円と歯科診療所(全体)の年63.6万円よりも大幅に低い上、最頻損益差額階級における個人立では、逆に▲22.8万円の減収となっており、依然、地域に密着した歯科診療所は苛酷な状況にある。

○今回の結果は、診療所の経営は総じて横ばいの状況で改善が見られないこと、病院は再投資が可能な水準を大きく下回り、危機的状況が続いていることを示している。

2. 医科診療所(無床) 医療法人で赤字3分の1以上

○**一般診療所(個人・無床)**では、伸び率は、医業収益+0.9%(保険診療収益+0.7%など)に対し、医業・介護費用+0.9%となり、うち費用では給与費+2.4%、その他の医業・介護費用³が+1.3%、医薬品費▲1.4%などとなっている。

最頻損益差額階級の損益状況を見ると、損益比率は27.0%→26.9%に微減し、平均値の損益比率の32.0%に対して5ポイントの開きがある。同様に、損益差額も1738.3万円と、平均値の損益差額2617.1万円よりも878.8万円低くなっている。医業収益+1.9%(保険診療収益+1.6%など)に対し、医業・介護費用が+2.1%と上回り、うち費用では、医薬品費+3.4%、その他の医業・介護費用+2.2%、給与費+1.2%などとなっている。

損益率の分布では、20%未満の診療所が26.7%→27.8%に増加し、3割前後を占める(※)。

○**一般診療所(医療法人・無床)**では、伸び率は、医業収益+0.0%(保険診療収益▲0.6%など)に対し、医業・介護費用は-0.1%となり、うち費用では、その他の医業・介護費用+1.3%、給与費+0.0%、医薬品費▲3.5%などとなっている。

最頻損益差額階級の損益状況を見ると、損益比率は2.1%→1.9%に微減し、平均値の損益比率の6.3%に対して4ポイント強の開きとなっている。同様に、損益差額も217.3万円と、平均値の損益差額1020.3万円よりも803万円低くなっている。医業収益▲2.4%(保険診療収益▲2.8%など)で、医業・介護費用▲2.1%ともマイナスとなり、うち費用では、医薬品費▲13.9%、その他の医業・介護費用▲0.4%、給与費▲0.1%などとなっている。

損益率の分布では、0%未満が31.3%→33.7%に増加し、赤字の医療法人が3分の1を超えている。

3. 医科診療所(無床) 給与費増も依然低い水準

○**一般診療所(個人・無床)**において、給与等⁴(※3)の伸び率は、勤務医が+3.8%、薬剤師は+6.0%、看護職員は+2.4%、医療技術員⁵は+1.0%、事務職員は+1.9%など、看護補助職員

の▲1.5%を除き上昇している。

- 一般診療所（医療法人・無床）**において、給与等の伸び率は、院長は▲0.6%と低下し、勤務医は▲6.0%と大幅に低下する一方、薬剤師が+4.5%、看護職員は+0.9%、看護補助職員は+5.0%、医療技術員は+1.5%、事務職員は+1.5%など軒並み上昇している。
- 総じて、**一般診療所（無床）**では、保険診療収益は▲0.2%で、医業収益も+0.3%と伸び悩む中、医療従事者の給与等が上昇している。ただし、賃金水準（2018年度）は、看護職員は380.6万円、看護補助職員は237.8万円、医療技術員は435.8万円、事務職員は300.9万円など産業界全体の中で見ても依然低い水準に留まる。
- 地域医療の最前線を担う診療所では、高齢化なども背景に、複合的な疾患様態や様々な生活背景を抱える患者が増え、かかりつけ機能の発揮が更に求められるとともに、より多くのマンパワーを要する在宅医療に参入する医療機関を増やすことが喫緊の課題となっている。医療界として働き方改革も急務である。患者・国民の期待に応え、安全・安心な医療を提供していくためにも、診療所・病院の経営の改善・底上げに向けて、基本診療料を中心に診療報酬のネットでの抜本的引き上げ・改善が必要である。

4. 歯科診療所（個人立） 保険診療収益は伸びず、厳しい経営状況が続く

- 今次調査の有効回答数は625件であり、青色申告を含む歯科診療所（個人立）の回答数は481件である。サンプル数が多くない上に、従事する歯科医師数や歯科衛生士数、都市部と地方など様々な条件で収益や経費の構造は大きく異なり、集計上の平均値や最頻値が現場の実感とは離れたものとなる場合も大いにあり得る。結果を見る際には調査の問題点に十分に留意することが求められる。
- 歯科診療所（個人立）**の損益差額は1201.8万円で、損益比率は28.5%である。前年比+0.5%では若干増えているが、前回（2016年度28.9%）、前々回（2014年度31.3%）よりは低い。
最頻損益差額階級における損益差額では875.1万円であり、平均値との差は約325万円となっている。人員配置や設備投資などを求める施設基準を満たせるかどうかは保険診療収益に大きく影響する近年の診療報酬改定の流れの中、歯科医院間の格差が平均値と最頻値の乖離として表れていると見ることができる。
- 医業収益は+0.6%であり、保険診療収益+0.2%、他の収益+3.4%と保険診療収益はほとんど伸びておらず、自由診療収益を含む他の収益の伸び率が高くなっている。なお、最頻損益差額階級における保険診療収益は▲0.4%であり、減少している。
- 医業・介護費用はほぼ横ばいである。歯科診療所全体では、給与費+1.0%、委託費+1.8%、歯科材料費+3.1%と経常的な経費は増加傾向を示しているが、個人立では給与費▲0.6%、委託費▲0.3%と微減している。法人では給与費や委託費が増加する一方、個人では反対に抑制的となっている。なお、材料費については個人・法人ともに上昇しており、金パラの価格高騰を背景とした結果であると考えられる。
- 歯科診療所の約8割を占める歯科診療所（個人立）では、保険診療収益が伸びない中、他の収

益の若干の拡大と経費の抑制により歯科医院経営を成り立たせている厳しい状況である。院内感染対策への対応や、消費税増税や働き方改革等の社会的状況を背景に、経常的経費は今後さらなる増加が見込まれる。歯科衛生士をはじめとしたスタッフの雇用や待遇確保、適正な委託歯科技工料金の支払いなどを実現していくためには、診療報酬の抜本的な引き上げと、基本診療料と基礎的技術料を中心としたすべての歯科医院の経営向上に資する配分を行い、保険診療収益の確保による収支改善を図ることが不可欠である。

診療所（無床）の収益・費用の増減など

	医業収益	医業・介護費用		損益比率 (損益差額【万円】)	損益率の分布
			給与費等		
医科(個人立)	+0.9%	+0.9%	+2.4%	+0.0%(+24.0)	27.8%
最頻値	+1.9%	+2.1%	+1.2%	▲0.1%(+22.4)	
医科(医療法人)	+0.0%	▲0.1%	+0.0%	+0.1%(+26.3)	33.7%
最頻値	▲2.4%	▲2.1%	▲0.1%	▲0.2%(▲24.6)	
歯科(個人立)	+0.6%	+0.0%	▲0.6%	+0.5%(+25.0)	30.5%
最頻値	+0.4%	+1.5%	+2.2%	▲0.7%(▲22.8)	

※医業収益、医業・介護費用、損益比率などの増減(+、▲)は、2017年度と18年度の対比。

※最頻値は損益差額の階級区分におけるもの。

※損益率の分布(2018年度)は、個人立は20%未満、医療法人は0%未満が各々の全体に占める割合。
個人立では、損益差額に開設者の報酬、建物・設備の改善に要する費用が含まれる。

第22回医療経済実態調査に基づき作成

- 1 各開設者別の医業・介護収益に対する損益差額の割合。以下、同様。
- 2 各病院ごとの医業・介護収益に対する損益差額の割合。以下、一般診療所、歯科診療所も準ずる。
- 3 経費(福利厚生費、消耗品費、光熱水費、賃借料、固定資産税等)、その他(支払利息、雑費等)。
- 4 対象は常勤職員。以下、同様。
- 5 診療放射線技師、臨床検査技師、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科技工士など医療に関わる専門技術員。